

差額退職手当請求書

年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町村長

印

年度給与条例の改正に伴い給料月額が異動したので、次のとおり差額退職手当を申請します。

団体・職員番号		フリガナ		(職 種)	
		氏 名			
住 所					
死亡退職等の 場合の受給者		フリガナ		住所	
		氏 名		職員との 続 柄	
就 職 年 月 日		退 職 年 月 日		年 齢	
				歳	
				退職事由	
				退職手当の算定の基礎となる勤続期間	
				年 月	
退職日給料月額 ① = ⑦ + ①		職員の受ける給料月額 ⑦		管理監督職務 上限年齢調整額 ①	
改定後		円 (級 号)		円 (⑦ × 1.)	
改定前		円 (級 号)		円 (⑦ × 1.)	
退職手当基本額 の支給率 ③		退職手当基本額 ④ = ② × ③		基本額の特例によ る算定額(計算は別紙)	
改定後		円		円	
改定前		円		円	
退職手当調整額 ⑥		退職手当支給額 ⑦ = ④ 又は ⑤ + ⑥			
改定後		円		円	
改定前		円		円	
新条例切替日前日までの支給率等			新条例切替日前退職手当額		退職手当支給額
年 齢 勤続年数 旧条例支給率⑧			⑩ = ⑧ × (⑨ ×)		⑪ = ⑦ 又は ⑦ < ⑩ の場合は⑩の額
歳 年 月					改定後
給料月額 ⑨ (級 号)			円		改定前
					差 額
退職事由による 特別負担金 (1)	支給条例第3条 第1項の支給率 ⑫	特別負担金(1)の額算定上 の退職手当額 ⑬ = ① 又は ⑦ × ⑫ (旧条例適用は⑨ × ⑫)	60歳到達翌年度以後の特別 負担金(1)算定上の給料月額 (60歳役職定年、7割措置前) ⑭	特別負担金(1)の額 ⑭ = ④ 又は ⑤ - ⑬ (旧条例適用は⑩ - ⑬)	
改定後	月	円 (級 号)	円 (級 号)	0 円	
改定前	月	円 (級 号)	円 (級 号)	0 円	
給料月額による 特別負担金 (2)	退職日給料月額 ⑮ (退職日給料月額が退職の1年前の号給より 4号給を超えている場合は4号給上位の額)		特別負担金(2)の額算定上の退職手当額 ⑯ = ⑮ × (勸奨退職加算率 1.) × ③ (旧条例適用は⑮ × (勸奨退職 加算率 1.) × ⑧)		特別負担金(2)の額 ⑰ = ④ - ⑯ (旧条例適用は⑩ - ⑯)
改定後	(級 号 給)		円		円
改定前	(級 号 給)		円		円
特別負担金(1)・(2)の 合計 ⑱ = ⑭ + ⑰		改定後		円	
		改定前		円	
前歴期間特別負担金 (計算は別紙)		改定後		円	
		改定前		円	
				負担金差額合計 ⑲ + ⑳	
				円	

(注) 1 死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率に、⑮の4号給は8号給に読み替える。
 2 退職事由による特別負担金(1)の⑭は、定年延長者のみ記入する。
 3 ⑮の退職日給料月額は、定年(定年扱い)の場合、60歳役職定年、7割措置後の金額を記入する。
 また、管理監督職務上限年齢調整額は、含めない。